

第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会について

〔平成 30 年 10 月 22 日  
難民対策連絡調整会議決定〕

- 1 我が国は、平成 27 年度から第三国定住による難民の受入れとして、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民を受け入れているところであるが、引き続き受入れを実施していくに当たり、これまでの受入れ状況、難民を取り巻く国際情勢等に鑑み、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行うことが必要である。この検討に資するため、第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 検討会の庶務は、外務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において定める。

(別紙)

第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会について

座 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

副 座 長 外務省総合外交政策局人権人道課長

構 成 員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
(関係省庁) 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長  
警察庁警備局外事情報部外事課長  
総務省自治行政局地域政策課国際室長  
法務省入国管理局総務課難民認定室長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省大臣官房国際課長  
文化庁国語課長  
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長  
農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ長  
経済産業省通商政策局国際経済課長  
国土交通省総合政策局政策課政策企画官  
海上保安庁警備救難部国際刑事課長

(有識者) 中井 伊都子 甲南大学副学長  
明石 純一 筑波大学大学院人文社会科学研究科准教授  
石川 美絵子 社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事  
可部 州彦 特定非営利活動法人難民支援協会定住支援部  
就労コーディネーター（明治学院大学教養教育  
センター附属研究所研究員）

(敬称略)

オブザーバー

UNHCR国連難民高等弁務官事務所  
IOM国際移住機関駐日事務所  
RHQアジア福祉教育財団難民事業本部